

# 取締役会運営に関する諸問題

2018年3月6日  
弁護士 蜂須 優二

## 目 次

### 第1 最近の重要テーマ

#### 1 相談役・顧問

- 1) 相談役・顧問の在り方
- 2) 主な取組
- 3) 各社の対応
- 4) 議決権行使助言会社

#### 2 取締役会決議事項（会社法第362条4項 重要な業務執行の決定）

- 1) 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任
- 2) 会社法第362条4項の趣旨
- 3) 改正会社法中間試案

#### 3 社外取締役

- 1) 期待される機能
- 2) 改正会社法中間試案（「第2 社外取締役の活用等」）

### 第2 その他の問題点

#### 1 コーポレートガバナンス・コード 取締役会等の責務（「基本原則4」）に関する課題

- 1) 取締役会の実効性確保のための前提条件（「原則4-1 1」）
- 2) 最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）（「補充原則4-1 ③」）
- 3) 報酬（「原則4-2」）
- 4) 多様性（取締役会の構成）（「原則4-1 1」）、「補充原則4-1 1 ①」）
- 5) その他

#### 2 その他取締役会運営に関する留意点（取締役会の役割とは何か？）

- 1) 特別支配株主の株式等売渡請求（会社法第179条の3、会社法施行規則第33条の7）
- 2) MBO  
（略）

※資料一覧 （略）

## 第1 最近の重要テーマ

### 1 相談役・顧問

#### 1) 相談役・顧問の在り方

##### (1) 問題点の所在

- ・取締役のように、株主総会で選任されておらず、また、その権限・責任も明確でない、との批判がある。
- ・経営への影響力・不透明さ？
- ・現経営陣が、社長・CEO 経験者である相談役・顧問の意向をおもんばかって、既存の事業ポートフォリオの見直しや事業形態の改革に消極的になりうるのではないか？

##### (2) コーポレートガバナンスに関する企業アンケート調査

⇒【資料7②（115～124頁）】

##### (3) 社内での役割の明確化と情報発信

#### 2) 主な取組

##### (1) 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（CGS ガイドライン）（平成29年3月31日）

⇒【資料1（36～41頁）】

##### (2) 「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」（平成29年6月9日）

⇒【資料2】

##### (3) （東京証券取引所）相談役・顧問等の開示に関する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領の改訂について（2017年8月2日）

⇒【資料3】

「(8) 代表取締役社長等を退任した者の状況」（新設）

3) 各社の対応

(1) 定款変更

⇒【資料4の1～3】

(2) リリース

⇒【資料4の4～5】

4) 議決権行使助言会社

⇒【資料5】

ISS

- ・定款変更、相談役制度の新設

取締役の役職として提案される場合を除き、原則として反対を推奨する。

## 2 取締役会決議事項（会社法第 362 条 4 項 重要な業務執行の決定）

### 1) 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任 監査役設置会社における取締役会機能とは何か

①意思決定機能

②監督機能

- ・特化と強化
- ・モニタリング

⇒【資料 1（別紙 1：43～49 頁）】

⇒【資料 8】

### 2) 会社法第 362 条 4 項の趣旨

### 3) 改正会社法中間試案

⇒【資料 6 の 1～2】

会社法第 362 条 4 項の重要な業務執行の決定の取締役への委任の可否

[A案] 可、要件

(1) 取締役の過半数が社外取締役であること

(2) 「その他一定の要件」

①会計監査人設置会社であること

②取締役会が経営の基本方針について決定していること

③取締役会が会社法第 362 条 4 項 6 号に規定する体制の整備について決定していること

④取締役の任期 1 年

[B案] 現行法の規律を見直さないものとする。

### 3 社外取締役

#### 1) 期待される機能

⇒【資料1 (19～22頁)】

⇒【資料1 (別紙2 : 50～67頁)】

⇒【資料9 (5、6頁)】

(1) 経営戦略・計画の策定への関与

(2) 指名・報酬決定プロセスへの関与

(3) 利益相反の監督

(4) 株主やその他のステークホルダーの意見の反映

(5) 内部通報の窓口や報告先となること

#### 2) 改正会社法中間試案(「第2 社外取締役の活用等」)

⇒【資料6の1～2】

##### (1) 業務執行の社外取締役への委託

①利益相反状況時における特定受託行為

例：マネジメント・バイ・アウト

②会社法第2条第15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に当たらないものとする。

##### (2) 社外取締役を置くことの義務付け

[A案] 監査役会設置会社(公開会社かつ大会社)で、有価証券報告書提出会社に社外取締役義務付け

[B案] 現行法の規律を見直さないものとする。

## 第2 その他の問題点

### 1 コーポレートガバナンス・コード 取締役会等の責務（「基本原則4」）に関する課題

⇒【資料10】

#### 1) 取締役会の実効性確保のための前提条件（「原則4-11」）

実効性に関する分析・評価

⇒【資料11の1~2】

⇒【資料12】

#### 2) 最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）（「補充原則4-1③」）

⇒【資料12】

#### 3) 報酬（「原則4-2」）

⇒【資料1（28~31頁）】

##### (1) 業績連動

##### (2) 自社株報酬（「補充原則4-2①」）

⇒【資料9（13~17頁）】

#### 4) 多様性（取締役会の構成）（「原則4-11」、「補充原則4-11①」）

女性取締役増 コーポレートガバナンス・コードの深化

⇒【資料13】

#### 5) その他

（略）

⇒【資料7②（表紙~34頁）】

2 その他取締役会運営に関する留意点（取締役会の役割とは何か？）

- 1) 特別支配株主の株式等売渡請求（会社法第 179 条の 3、会社法施行規則第 33 条の 7)

2) MBO

(略)

以上